

仕事と家庭の両立支援に 取り組む企業を応援します



1 誰もが活躍できるやまぐちの企業

やまぐち働き方改革推進会議(事務局:山口県)では、働き方改革に積極的に取り組み、多様な人材が活躍できる職場環境づくりに成果を上げている企業を「誰もが活躍できるやまぐちの企業」として認定し、その取組を応援します。



●対象者

長時間労働の縮減や仕事と生活の両立支援に積極的に取り組み、若者、女性、高齢者、障害者など多様な人材が活躍できる職場環境づくりに成果を上げている県内企業

●認定の要件

次の各分野の評価項目において、積極的な取組を行い、成果を上げていること

- ① 働きやすい職場環境づくり(年次有給休暇の取得促進等)
- ② 出産・育児・介護に関する支援(育児休業の取得実績等)
- ③ 多様な人材の活用(若者の就労定着、女性管理職の登用、高齢者・障害者の雇用等)
- ④ わが社自慢(ユニークまたはチャレンジ精神のある取組、労働生産性向上の取組等)

※企業規模(常時雇用労働者数)に応じて必須項目があります。

誰もが活躍できるやまぐちの企業のメリット

- 事業所名と取組内容を県ホームページ等で紹介
- シンボルマークおよび「誰もが活躍できるやまぐちの企業」の名称使用
- PRグッズ(ミニのぼり、ステッカー等)の提供
- 政策入札制度の評価項目に位置付け(県外本社企業は対象外)
- 特に模範的な企業を表彰

2 やまぐち子育て応援企業

山口県では、男女がともに働きながら安心して子どもを産み育てることができる雇用環境づくりの推進を宣言し、届け出た事業者を「やまぐち子育て応援企業宣言制度」により応援します。



※この制度は、次世代法で義務付けされている「一般事業主行動計画の公表」に対応しています。

やまぐち子育て応援企業のメリット

- 応援企業の事業者名・一般事業主行動計画を県ホームページ等で紹介
- 入札参加者指名制度の評価項目として位置付け（県外本社企業は対象外）
- 「やまぐち子育て応援企業」の名称の使用
- 「やまぐち子育て応援企業シンボルマーク」のパンフレット、封筒、名刺等への掲載
- 協賛・連携金融機関による優遇制度（金利の優遇）の利用

3 やまぐちイクメン応援企業

山口県では、男性従業員の育児参加等の取組推進を宣言し、届け出た事業者を「やまぐちイクメン応援企業宣言制度」により応援します。



※「子育て応援企業宣言」と「イクメン応援企業宣言」を、同時に届け出することもできます。

やまぐちイクメン応援企業のメリット

- 事業者名と取組内容を県ホームページ等で紹介
 - 「やまぐちイクメン応援企業」の名称の使用
 - 「やまぐちイクメン応援企業シンボルマーク」のパンフレット、封筒、名刺等への掲載
 - 男性従業員が育児休業等を取組した場合、奨励金を支給*
- ※詳しくはP47をご覧ください。

お問い合わせ 山口県商工労働部労働政策課 TEL 083-933-3221

4 くるみん認定・プラチナくるみん認定

くるみん認定・プラチナくるみん認定は、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けた証です。認定を受けた企業は、マークを広告等に表示し、高い水準の取組を行っている企業であることをアピールできます。

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定「くるみん認定」を受けることができます。この認定を受けた企業の証が、「くるみんマーク」です。



さらに、「くるみん認定」を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取組を行っている企業の取組を評価するのが「プラチナくるみん認定」です。この認定を受けた企業の証が、「プラチナくるみんマーク」です。



お問い合わせ 山口労働局 雇用環境・均等室 TEL 083-995-0390

女性の活躍推進に 取り組む企業を応援します

1 やまぐち男女共同参画推進事業者

山口県では、男女共同参画に向けた自主的な活動に積極的に取り組む事業者を「やまぐち男女共同参画推進事業者」として認証し、その活動を支援します。

●対象者

県内に活動拠点を有し、事業活動を行う全ての事業者

●認証の要件

次の2項目のいずれにも該当することが必要です。

1) 男女共同参画に関する次のいずれかの取組を行っていること

- ① 仕事と家庭・地域生活の両立支援
- ② 男女が共に働きやすい職場環境づくり
- ③ 女性の能力の活用（ポジティブ・アクション）
- ④ その他の働く場における男女共同参画の推進

2) 法令に違反する重大な事実がないこと



やまぐち男女共同参画推進事業者のメリット

- 広報による支援 ● 活動支援 ● 入札評価による支援
- 協賛金融機関による優遇制度(金利の優遇)の利用



2 やまぐち女性の活躍推進事業者

山口県では、女性労働者に対する活躍の推進に関する取組を積極的に行うことを宣言する事業者を「やまぐち女性の活躍推進事業者宣言制度」により支援します。



※この制度は、女性活躍推進法で義務付けられている「一般事業主行動計画の公表」に対応しています。

●対象者

県内に活動拠点を有し、事業活動を行う全ての事業者で、次の要件を全て満たす者

- 1) やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度による認証を受けていること
- 2) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した旨を都道府県労働局に届け出ていること
- 3) 法令に違反する重大な事実がないこと

やまぐち女性の活躍推進事業者のメリット

- 広報による支援 ● 活動支援 ● 入札評価による支援
- 県中小企業制度融資「女性活躍応援資金」 ● 女性活躍促進施設整備補助金

お問い合わせ 山口県環境生活部男女共同参画課 TEL 083-933-2630

3 えるぼし認定

えるぼし認定は、「女性の活躍推進企業」として厚生労働大臣の認定を受けた証です。認定を受けた企業はマークを広告等に表示し、高い水準の取組を行っている企業であることをアピールできます。

女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定、策定した旨の届出を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況などが優良な企業は、申請を行うことによって「女性の活躍推進企業」として、厚生労働大臣の認定「えるぼし認定」を受けることができます。この認定を受けた企業の証が、「えるぼしマーク」です。



お問い合わせ 山口労働局 雇用環境・均等室 TEL 083-995-0390

両立支援や女性活躍に取り組む 事業主に助成金を支給します

1 イクメンパパ子育て応援奨励金

山口県では、やまぐちイクメン応援企業のうち、常時雇用従業員が300人以下の企業等を対象に、その男性従業員が育児休業等を取得し、復職した場合に、奨励金を支給します。

イクメンパパ子育て応援奨励金制度の概要

対象企業等	やまぐちイクメン応援企業のうち常時雇用従業員300人以下の企業等		
支給要件	やまぐちイクメン応援企業に従事する男性従業員が育児休業等を取得し復職		
取得対象期間	子の1歳の誕生日の前日までに男性従業員が取得した育児休業等が対象		
男性従業員の 育児休業等 取得期間に 応じた奨励金	男性従業員の育児休業等取得期間	奨励金額	
	育児休業	5日以上2週間未満	10万円
		2週間以上1か月未満	20万円
	育児休暇	1か月以上	30万円
5日以上(連続)		10万円	

※国の出生時両立支援助成金との重複支給は受けられません。
 ※男性従業員の復職後3か月以内に申請する必要があります。
 ※育児休暇については、育児・介護休業法第24条に基づく休暇で、就業規則または労働協約等に定める育児のための休暇が対象です。

Q 奨励金の対象となる企業は?

- A (1) やまぐちイクメン応援企業およびやまぐち子育て応援企業として登録していること
 (2) 常時雇用従業員が300人以下であること
 (3) 就業規則等に育児休業等について規定を設けていること
 (4) 県内の事業所に従事する男性従業員が育児・介護休業法に規定する育児休業または育児目的休暇を取得し復職していること
 (5) 労働関係法令の規定を遵守していること

Q 申請に必要な書類は？

- A (1) 育児休業等に係る子の出生の事実を確認できる書類
 (2) 男性従業員から提出された育児休業申請書等の写し
 (3) 育児休業等を取得した男性従業員の出勤簿の写し
 (育児休業等の状況および復職後の出勤状況が確認できるもの)
 (4) 育児休業等を取得した男性従業員と事業者との雇用契約を表す書類
 (5) 育児休業等に係る就業規則等や育児休業規程の写し 等

お問い合わせ 山口県商工労働部労働政策課 TEL 083-933-3221

2 女性活躍促進施設整備補助金

山口県では、企業等における女性の就業継続および職域拡大を支援するため、「やまぐち女性の活躍推進事業者」が行う女性が働きやすい職場環境整備に対し補助金を交付します。

女性活躍促進施設整備補助金制度の概要

対象企業	やまぐち女性の活躍推進事業者で、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画に女性の採用比率や勤続年数等に関する目標を設定している企業
対象経費	女性が働きやすい職場環境づくりに資する次に掲げる施設、設備または備品の新設、増設、改修または、購入に要する経費 ①女性専用施設(トイレ、更衣室、休憩室等) ②安全確保施設(監視カメラ、街灯等) ③福利厚生施設等で知事が認めるもの(分煙設備等)
補助金額	補助対象経費(消費税および地方消費税を除く。)の1/2以内 (上限額:大企業50万円、中小企業100万円)

※国・県の類似の補助金との重複支給は受けられません。

お問い合わせ 山口県商工労働部労働政策課 TEL 083-933-3221

3 両立支援等助成金など

① 出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場づくりに取り組み、男性従業員に育児休業や育児目的休暇を取得させた事業主に助成金を支給します。

出生時両立支援コースの概要

区分	支給額			
	中小企業		中小企業以外	
①1人目の育休取得	57万円<72万円>		28.5万円<36万円>	
②2人目以降の育休取得	5日以上	14.25万円<18万円>	14日以上	14.25万円<18万円>
	14日以上	23.75万円<30万円>	1か月以上	23.75万円<30万円>
	1か月以上	33.25万円<42万円>	2か月以上	33.25万円<42万円>
③育児目的休暇の導入・利用	28.5万円<36万円>		14.25万円<18万円>	

要件等

①②男性労働者の育休取得

- ・管理職による育休取得の奨励など男性が育児休業を取得しやすい職場づくりのための取組の実施
- ・子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上(中小企業は連続5日以上)の育児休業の取得

③育児目的休暇の導入・利用

- ・子の出生前後に育児や配偶者の出産支援のために取得できる休暇制度の導入
- ・管理職による育児目的休暇取得の奨励など男性が育児目的休暇を取得しやすい職場づくりのための取組の実施
- ・子の出生前6週間または出生後8週間以内に合計して8日以上(中小企業は5日以上)の新たに導入した育児目的休暇の取得

※<>内は、生産性要件を満たした場合の支給額です。

お問い合わせ 山口労働局 雇用環境・均等室 TEL 083-995-0390

② 育児休業等支援コース

育児休業の円滑な取得・職場復帰のための取組を行った中小企業事業主に支給します。

助成要件等	問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> ・「育休復帰支援プラン」を策定・導入し、プランに沿って対象労働者の育児休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主 ・育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱を就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主 ・育児休業からの復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、育児・介護休業法を上回る「A：子の看護休暇制度」または「B：保育サービス費用補助制度」を導入し、対象の育児休業取得者が1か月以上の育児休業（産後休業を取得する場合は産後休業1か月）から復帰した後6か月以内において、導入した制度の一定の利用実績（A：子の看護休暇制度は20時間以上の取得、B：保育サービス費用補助制度は3万円以上の補助）がある中小企業事業主 	山口労働局 雇用環境・均等室 TEL 083-995-0390

③ 再雇用者評価処遇コース

助成要件等	問合せ先
妊娠、出産、育児または介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主	山口労働局 雇用環境・均等室 TEL 083-995-0390

④ 介護離職防止支援コース

「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づき職場環境整備に取り組むとともに、介護に直面する労働者の「介護支援プラン」を策定・導入した事業主に支給します。

助成要件等	問合せ先
介護休業 <ul style="list-style-type: none"> ・「介護支援プラン」に沿って業務の引き継ぎを実施し、対象労働者に連続2週間以上（分割利用時は合計14日以上）の介護休業を取得させること ・原職等復帰後1か月以内に、今後の働き方等についてのフォロー面談を実施すること 介護制度（勤務制限制度） <ul style="list-style-type: none"> ・「介護支援プラン」に沿って業務体制の検討を行い、対象労働者に、いずれかの勤務制限制度（所定外労働の制限制度、時差出勤制度、深夜業の制限制度、短時間勤務制度）を連続6週間以上（分割利用時は合計42日以上）利用させること ・連続6週間（または42日）の制度利用後、対象労働者に対して今後の働き方等についてのフォロー面談を実施すること 	山口労働局 雇用環境・均等室 TEL 083-995-0390

⑤ 女性活躍加速化コース

助成要件等	問合せ先
女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組目標等を盛り込んだ「行動計画」を策定し、計画に沿った取組を実施して「数値目標」を達成した事業主	山口労働局 雇用環境・均等室 TEL 083-995-0390

4 その他の助成金

① キャリアアップ助成金

コース	助成要件等	問合せ先
正社員化コース	キャリアアップ計画の認定を受けた後、就業規則等の規定に基づき、6か月以上雇用されていた有期契約労働者等を正規雇用労働者・多様な正社員*に転換または直接雇用し、6か月以上継続して雇用した事業主 ※多様な正社員とは「勤務地限定正社員」、「職務限定正社員」および「短時間正社員(社会保険加入要件程度)」をいいます。	山口労働局 職業安定部職業対策課 TEL 083-995-0383

注)その他、処遇改善関係コースあり

② 時間外労働等改善助成金

コース	助成要件等	問合せ先
職場環境改善コース	・年次有給休暇の取得促進、所定外労働時間の削減等、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む中小企業事業主(成果目標を設定) ・労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間とされている特例措置対象事業場において、週所定労働時間を2時間以上短縮して40時間以下とする中小企業事業主(成果目標を設定)	山口労働局 雇用環境・均等室 TEL 083-995-0390
団体推進コース	傘下企業の時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を行い、構成事業主の2分の1以上に対してその取組または取組結果を活用する3社以上で組織する中小企業事業主の団体や、その連合体(成果目標を設定)	

コース	助成要件等	問合せ先
時間外労働上限設定コース	事業実施計画において指定したすべての事業場において、労働基準法第36条第1項の規定によって延長した労働時間数を短縮して、限度基準以下の上限設定(特別条項の廃止)を行う中小企業事業主(成果目標を設定)	山口労働局 雇用環境・均等室 TEL 083-995-0390
テレワークコース	1回以上、週平均1日以上、対象労働者全員に在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させ、年次有給休暇の年間平均取得日数を前年と比較して4日以上増加させ、または月間平均所定外労働時間数を前年と比較して5時間以上削減させた中小企業事業主(成果目標を設定)	テレワーク相談センター ☎ 0120-91-6479
勤務間インターバル導入コース	事業実施計画において指定したすべての事業場において、終業から次の始業までの休憩時間数が「9時間以上11時間未満」または「11時間以上」の勤務間インターバルを新規導入、適用範囲の拡大・時間延長した中小企業事業主(成果目標を設定)	山口労働局 雇用環境・均等室 TEL 083-995-0390

注) P47～P53は、すべて平成30年度の内容または、平成31年2月時点の案です。平成31年度に、名称や要件等が変更されることがありますので、問合せ先に照会してください。



両立支援や女性活躍に取り組む 事業所にお伺いします

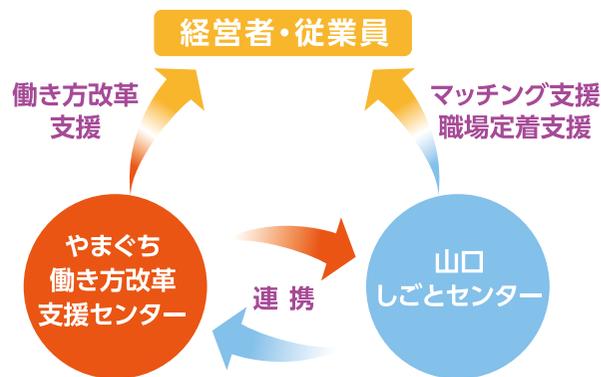
1 やまぐち働き方改革支援センター

山口県では、各企業のワーク・ライフ・バランス実現などに向けた取組を各方面から支援する「やまぐち働き方改革支援センター」を開設しています。相談料は無料、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

こんなときはご相談ください!

- ワーク・ライフ・バランスについてもう少し詳しく知りたい
- 従業員の定着率を上げたい
- 時間外労働を減らしたい
- 有給休暇取得率を上げたい
- 従業員のスキルアップを図る制度を導入したい

山口しごとセンターと連携を図り、非正規社員の正社員化や人材確保のマッチング支援にも取り組みます。



お問い合わせ

〒754-0014 山口市小郡高砂町1-20
やまぐち働き方改革支援センター(山口しごとセンター内)
TEL 083-974-2050
相談時間/平日9:00~17:00 ※土日・祝日・年末年始は休み

2 ワーク・ライフ・バランス出前講座

山口県では、「ワーク・ライフ・バランス」の実現を目指している企業に対し、「仕事と育児の両立支援」や「仕事と介護の両立支援」など、具体的な取組を支援する出前講座を行っています。企業イメージの向上や社員のやる気アップにもつながります。積極的に活用してください。

● 出前講座のテーマ(例)

- ・働き続けるために知っておきたい育児サービスの利用の仕方
- ・働き続けるために知っておきたい介護保険制度のポイントや利用方法
- ・子育てと仕事を両立させた経験者の事例や体験談 等

● 受講対象者/県内の企業等の社員・職員等

● 開催日/12月29日から1月3日までの日を除く毎日

● 開催時間/原則として午前10時から午後8時までの間、60~90分程度

● 開催場所/各事業所の会議室等

● 派遣予定講師/大学講師・コーディネーター等

● 受講料/無料

● 申込方法/原則1か月前までに申込書に必要事項を記入の上、労働政策課にお申し込みください。

お問い合わせ

〒753-8501 山口市滝町1-1
山口県商工労働部労働政策課
TEL 083-933-3221
E-mail: a15900@pref.yamaguchi.lg.jp

